

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和7年10月24日第27回中種子町農業委員会総会を防災センター第1会議室に会長これを招集する。

### 2. 出席委員

藤田幸司・鯫島安平・田中義人・森山昭市・中崎和行・梶原誠  
上妻廣美・中島秀人・中島真実・永浜三津子・濱脇嘉則

### 出席推進委員

有留惣一郎・遠藤智史・増野幸孝・松原浩則  
平山信一郎・池山久志・八汐栄一

### 3. 欠席委員

牧瀬一典・鎌田正司

### 欠席推進委員

宮園隆行

### 4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積等促進計画の一部変更について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について

### 5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和7年第27回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、2番牧瀬委員、13番鎌田委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。推進委員につきましては、6番宮園推進委員から欠席の旨通告がありましたのでご報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会

議規則第10条の規定によって、3番鮫島委員、5番田中委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお願いします。議案第1号、農地法第3条申請について説明致します。所有権移転 件数8件、筆数38筆、面積95,717m<sup>2</sup>、地目畠90,086m<sup>2</sup>、地目田5,631m<sup>2</sup>になります。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。

(議長)ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、○○番○○委員の退室をお願いします。順位1について、担当調査委員の6番森山委員からの説明をお願いします。

(6番委員)はい。6番森山です。議案第1号順位1について説明致します。去る10月9日14時より、譲受人、○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字○○、字○○、地番○○○○-○、地目田、面積○,○○○m<sup>2</sup>です。譲渡人、住所 中種子町○○○○○○○番地○、○○○○さん。譲受人、住所 中種子町○○○○○○○番地○、○○○○さんです。申請理由は、譲渡人が売買（規模縮小）、譲受人が売買（経営拡大）。売買価格は、○○万円です。場所については、資料の7ページ左側をお願いします。県道○○○○○○の○○○○○に入る手前に、○○○○○があります。その○○○○○から西側を見下ろす所に位置する水田になります。

調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願ひ致します。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第1号、順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転、順位1については、許可することに決定しました。

○○委員の入室をお願いします。

次に順位2について、担当調査委員の10番中島委員からの説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番中島です。議案第1号順位2について説明致します。去る10月4日、譲受人、○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字○○、字○○○○、地番○○○○-○、地目畠、面積○,○○○m<sup>2</sup>、大字○○、字○○○○、地番○○○○-○、地目畠、面積○,○○○m<sup>2</sup>です。譲渡人住所、○○○市○○○○丁目○○番○号○○○○○○○○○○号、○○○○

さん。譲受人住所、中種子町○○○○○○番地○○○○○さんです。申請理由は、譲渡人が贈与（相手方の要望）、譲受人が受贈（経営拡大）です。譲渡人と譲受人は、○○関係です。場所については、資料の7ページ右側をお願いします。○○○○さんの○○から○○○○○に80m行き西に70mのところにあります。もう一ヵ所は、同じく○○から○○○○○へ120m行ったところの○○の裏になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願い致します。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の10番中島委員からの説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番中島です。議案第1号順位3について説明致します。去る10月6日、譲受人、○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字○○、○○、○○○、○○○、○○、大字○○、○○○、○○○、○○○○、○○、○○○○○、○○○、○○○○○、○○○、○○○、○○○○○、大字○○、字○○○、○○○、地目田2筆、面積○、○○○m<sup>2</sup>、地目畠16筆、面積○○、○○○m<sup>2</sup>、合計18筆、面積○○、○○○m<sup>2</sup>です。譲渡人住所、中種子町○○○○○○番地○、○○○○さん。譲受人住所、○○○市○○○○○○○○番地、○○○○さんです。申請理由は、譲渡人が売買（経営移譲）、譲受人が売買（経営拡大）です。売買価格は、○、○○○、○○○円です。場所については、資料の8ページから12ページをお願いします。かなり筆数が多いため説明に時間がかかりますので、見ていただいてどうしても詳しく聞きたい場所があれば私の方で改めて説明致しますので、ご理解ください。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願い致します。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(12番委員)すいません。

(議長)12番委員お願いします。

(12番委員)はい、12番永浜です。地図上で、申請地○○○○-○が○○にかかっているのですが、別に問題ないのでしょうか。

(10番委員)はい。

(議長)10番委員お願いします。

(10番委員)はい、10番中島です。私の方では分からないので、事務局でお願いします。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)はい、事務局です。地図を見たときにはじめて分かったところでありまして、○○にかかっている分を所有者に分筆して、非農地もしくは追認というかたちで申請してもらうように指導していきたいと思います。

(議長)よろしいでしょうか。

(12番委員)はい。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位4について、担当調査委員の6番森山委員からの説明をお願いします。

(6番委員)はい、6番森山です。議案第1号順位4について説明致します。去る10月9日15時より、譲受人、○○○○さんにお聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字○○、字○○○、地番○○○-○○、地目畠、面積○、○○○m<sup>2</sup>です。譲渡人住所、○○市○○町○○○○○番地、○○○○○さん。譲受人住所、中種子町○○○○○○番地○、○○○○さんです。申請理由は、譲渡人が売買（島外在住のため管理不能）、譲受人が売買（相手方の要望）です。売買価格は、○○万円です。場所については、資料の13ページ左側をお願いします。○○○○○○を○○方面へ500m行ったところの西側○○○○の圃場になります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願い致します。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位5について、担当調査委員の6番森山委員からの説明をお願いします。

(6番委員)はい、6番森山です。議案第1号順位5について説明致します。去る10月10日8時より、譲受人、○○○さんにお聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字○○、字○○○、地番○○○○、地目畠、面積○、○○○m<sup>2</sup>です。譲渡人住所、中種子町○○○○○○番地、○○○さん。譲受人住所、中種子町○○○○○○番地○、○○○さんです。申請理由は、譲渡人が贈与（相手方の要望）、譲受人が受贈（経営拡大）です。金額のやりとりですが、大分前にお互いに土地の交換をしておりまして、今になって名義変更をするということで金額のやりとりはございません。場所については、資料13のページ左側をお願いします。県道○○○○○の○○○○○内県道沿いの○○○がありますが、そこを○○○方面へ約200m行きますと○○へ抜ける農道がありますが、そこの○○○さんの○○を過ぎて突き当たりの圃場になります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願い致します。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位6について、担当調査委員の10番中島委員からの説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番中島です。議案第1号順位6について説明致します。去る10月5日、譲受人、○○○○○さんにお聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字○○、字○○○○、地番○○○○-○、地目畠、面積○○○m<sup>2</sup>、同字、地番○○○○-○、地目畠、面積○、○○○m<sup>2</sup>、字○○○○、地番○○○○-

○、地目畠、面積○、〇〇〇m<sup>2</sup>、字○○、地番○〇〇〇-○、地目田、面積〇〇〇m<sup>2</sup>です。譲渡人住所、〇〇〇市〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇〇さん。譲受人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が〇への贈与（島外在住のため管理不能）、譲受人が受贈（相手方の要望）です。場所については、資料の14ページをお願いします。〇〇〇〇-〇につきましては、〇〇〇〇〇の道反対になります。〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇については、〇〇〇の〇〇〇〇さん宅から約150m行ったところを〇の方へ約250m行ったところに3カ所あります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願ひ致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員) ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位7について、担当調査委員の3番鮫島委員からの説明をお願いします。

(3番委員)はい、3番鮫島です。議案第1号順位7について説明致します。去る10月4日、譲受人、○○○○○さんにお聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字○○、字○○○、地番○○○○○-○、他7筆、地目畠、面積は合計で○、○○○m<sup>2</sup>です。譲渡人住所、中種子町○○○○○○○番地、○○○○○さん。譲受人住所、中種子町○○○○○○○番地、○○○○○○さんです。申請理由は、譲渡人が売買（経営縮小）、譲受人が売買（経営拡大）です。場所については、資料の15ページ左側をお願いします。○○の○○○○○○○○から○○○方面へ行きますと途中から○○○の大きな○○○○○○○があります。最初の○○○を右に少し行ったところの圃場になります。8筆ありますが、圃場整備で1枚の畠になっております。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご

番議のはど、宜しくお願ひ致します。

(議長) ご苦労様です。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位8について、担当調査委員の3番鮫島委員からの説明をお願いします。

(3番委員)はい、3番鮫島です。議案第1号順位8について説明致します。去る10月4日、  
譲受人、○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。  
土地の所在、大字○○、字○○、地番○○○○○-○、他2筆、地目畠、面積は合  
計で○、○○○m<sup>2</sup>です。譲渡人住所、○○○○○市○○○丁目○番○○号、○○  
○○○さん。譲受人住所、中種子町○○○○○○番地○、○○○○さんです。申  
請理由は、譲渡人が売買（島外在住のため管理不能）、譲受人が売買（経営拡大）  
です。場所については、資料の15ページ右側をお願いします。○○○○○から○  
○○○○○を入りますと途中に○○○○の○○○○がございます。それを左に行  
きますと○○○○○○○、○○さんの○○○○があります。その隣の畠になります。  
○○さん宅は、その農地の隣になります。調査の結果、労働力、農業機械は

確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願ひ致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第1号、順位2から順位8について、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転7件、順位2から順位8については、許可することに決定しました。次に、日程第4議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。順位1について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の16ページをお願い致します。議案第2号「農地法第5条申請について」順位1について説明致します。申請人、借人〇〇〇〇さん住所 中種子町〇〇〇〇〇番地〇、貸人〇〇〇〇さん 住所 中種子町〇〇〇〇〇番地〇、申請農地、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇、地目 畑、地積〇〇〇m<sup>2</sup>、〇〇〇m<sup>2</sup>、計〇〇〇m<sup>2</sup>となっております。転用目的は、〇〇〇〇〇〇です。申請理由は、現在、〇〇と〇〇のため、〇〇から申請地を借り受けて自己の住宅を建築したいというものです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域外、農振農用地内、第1種農地、集落接続施設と考えます。農振農用地内でありますが除外申請は提出されています。棟数、面積等につきましては、居宅・倉庫〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>、通行路〇〇〇m<sup>2</sup>、合計〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>です。金融機関の融資証明書及び残高証明書が提出されており実現性ありと思われます。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)順位1について、担当調査員の10番中島委員からの説明をお願いします。

(1番委員)はい、10番中島です。議案第2号「農地法第5条申請について」順位1について説明致します。この案件につきましては、先般10月14日午前9時30分より、会長、中崎委員、増野推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん〇〇及び〇〇立会いの下、現地調査を実施しました。場所については、〇〇の北側になります。申請人は、現在、〇〇〇〇でありますが〇〇と〇〇しています。〇〇から申請地を借り受けて自己の住宅を建築したいというものです。申請地は、貸し人の所有する雑種地、宅地、農地であり附近に被害を及ぼす恐れはないと思われます。排水については、合併浄化槽を設置するという被害防除契約書及び誓約書が添付され、資金については、金融機関の融資証明書及び残高証明書が添付されています。現地で検討した結果、転用により附近に支障を及ぼす事はないと思われます。委員の皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上です。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありますか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可する

ことにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。次に日程第5、承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の17ページをお願いします。承認第1号、農用地利用集積等促進計画の一部変更について説明致します。令和7年10月31日を公告日とする農用地利用集積等促進計画の一部変更につきましては、件数7件、筆数10筆、変更面積24,636m<sup>2</sup>の農用地利用集積等促進計画を定めたいので承認を求める。契約年数については、5年、10年の合意解約になります。詳細につきましては、資料の21ページから33ページに添付しておりますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議 長)これから審議を行います。承認第1号順位1から順位3まで質疑・意見はありますか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号順位1から順位3については、承認することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」順位1から順位3までは、承認することに決定しました。ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、○番○○推進委員の退室をお願いします。これから審議を行います。承認第1号順位4について、質疑・意見はありませんか。

(12番委員)すいません。

(議 長)12番委員お願いします。

(12番委員)はい、12番永浜です。合意解約の理由で、利用権の種類を変更するとチェックがあるんですけど何でしょうか。

(議 長)事務局お願いします。

(事務局)はい、事務局です。しばらくの間、申請書等の確認をさせていただきます。

(事務局)はい。

(議 長)事務局お願いします。

(事務局)はい。合意解約の理由につきましては、中間管理を利用せずに解約して、個人間でやりとりを行うとのことで、届出されております。

(議 長)よろしいでしょうか。

(12番委員)はい、分かりました。

(議 長)他に質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号順位4については、承認することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」順位4については、承認することに決定しました。○○推進委員の入室をお願いします。

これから審議を行います。承認第1号順位5順位6について、質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号順位5順位6については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」順位5順位6については、承認することに決定しました。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、○番○○委員の退室をお願いします。これから審議を行います。承認第1号順位7について、質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号順位7については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」順位7については、承認することに決定しました。

○○委員の入室をお願いします。

次に日程第6、承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の34ページをお願いします。承認第2号、農用地利用集積等促進計画及び配分計画について説明致します。令和7年10月31日を公告日とする利用権設定、貸借権10件、筆数36筆、面積84,992m<sup>2</sup>の農用地利用集積等促進計画及び配分計画を定めたいので承認を求める。詳細につきましては、資料の41ページから62ページに添付しております。なお、今回の貸借権の10件については、中間管理事業法の集積一括方式による貸借期間3年、4年、5年、10年で配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和7年第27回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。